



「歩行者優先 守るけん かがわ県」

昨日から、秋の全国交通安全運動が始まりました。香川県では、タイトルにある「歩行者優先守るけん かがわ県」をスローガンとして、次の5つの重点項目が示されました。

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
～守ろう！「自転車安全利用五則」～
(下のリーフレット参照)
- 4 上向きライトの活用と反射材の自発的な着用の促進
- 5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

普段の生活で自転車を運転する皆さんにも、関係が深いものがたくさんありますね。特に、「ヘルメット」は、本校を含め、各中学校では着用を義務化しています。「道路交通法」でも、次のように「自転車の運転者等の遵守事項」として、「第63条の11」に「自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。」と定められています。

皆さんの命を守るために定めていることなのですが、残念ながら、きちんと着用できていない人が少なくありません。特に、あごひもが緩い人が多く見られます。これでは、自動車と衝突したときに、その衝撃でヘルメットがずれてしまい、頭を守ることができません。専門家によると、自転車と自動車と衝突した際、自動車に当たる衝撃より、跳ね飛ばされて地面にぶつかる衝撃の方が危険だとも言われています。そうだとしたら、なおさら、あごひもをきちんと締めておかないと、ヘルメットも飛ばされてしまい、頭を地面に直接打ち付けることになってしまいます。

ヘルメットは、いくら正しく着用していても、大きい事故に巻き込まれてしまえば、役に立たないかもしれません。しかし、ヘルメットをきちんとかぶっていたから命を落とさずにすむこともあります。現に、これまでの勤務校で、このような事例が3件ありました。いずれの生徒も、入院するようなけがはありましたが、きちんとヘルメットをかぶっていたおかげで、幸い、命を落とすことはありませんでした。

皆さんも、自分の命を守るために、ヘルメットは正しく着用しましょう。

香川県 秋の全国交通安全運動
一人ひとりの安全が、香川県で暮らすみんなの安心に！

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- 道路を渡る時は、横断歩道の利用を！
- 左右の安全をよく確認してから横断！
- 手を上げるなど、ドライバーに横断する意思を伝える！

2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

- ドライバーは早めのライト点灯で視界を確保！
- 横断歩道は歩行者絶対優先！横断歩道手前では減速・一時停止！
- 飲酒運転や妨害運転は重大な犯罪！

3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
～守ろう！「自転車安全利用五則」～

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

令和5年4月1日から自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました！

4 上向きライトの活用と反射材の自発的な着用の促進

- 夜間走行時は、上向きライトを効果的に活用！
- 歩行者や自転車は、外出時には必ず夜光チョッキやタスキ等を着用！

5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 車に乗るときは、全ての座席でシートベルトの着用を！
- 6歳未満の幼児にはチャイルドシートを正しく使用！

歩行者優先 守るけん かがわ県